

平成30年度大阪地方最低賃金審議会

第327回総会 会議次第

平成30年8月3日 午後3時

(大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室)

1 開 会

2 議 事

- (1) 大阪府最低賃金の改正決定について
- (2) その他

3 閉 会

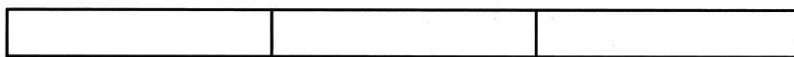
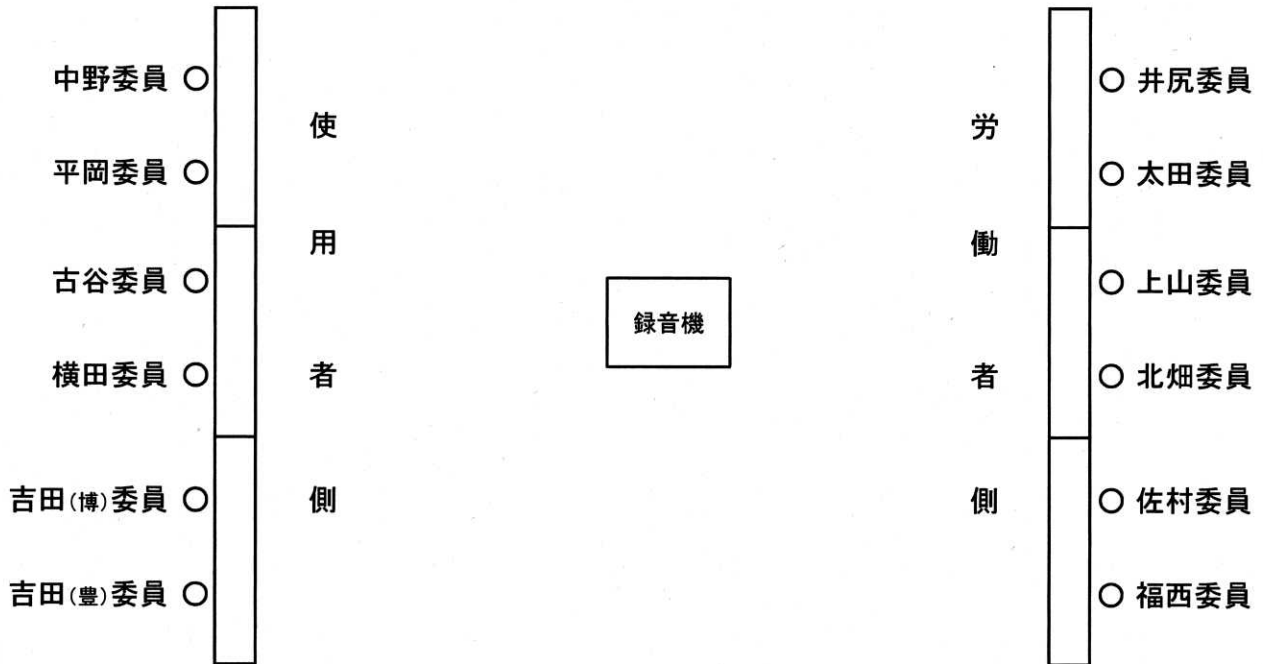
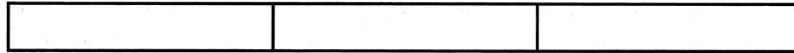
平成30年8月3日

# 大阪地方最低賃金審議会第327回総会 座席表

大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室

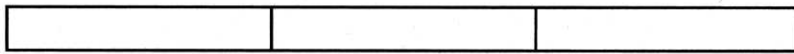
飯島委員 表田委員 服部委員 水島委員 立見委員 深井委員

○ ○ ○ ○ ○ ○

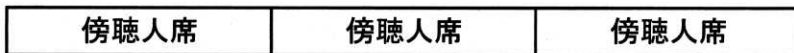


○ ○ ○ ○ ○ ○

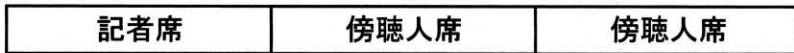
主任賃金 賃金 労働基準 労働局長 賃金課長 賃金  
指導官 指導官 部長



○ ○ ○



○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○



○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○



← 入口 →

# 大阪地方最低賃金審議会 第327回総会

(平成30年度 第3回)

## 資 料 目 次

資料 1	大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書 (写)	・・・ 1
資料 2	大阪府最低賃金の改正決定について (答申) (写)	・・・ 3
資料 3	各団体からの最低賃金改正等に係る要請	
	(3-1) 全大阪労働組合総連合・全国労働組合総連合取扱 団体署名による要請書	・・・ 5
	(3-2) 全大阪労働組合総連合・全国労働組合総連合取扱 個人署名による要請書	・・・ 7
	(3-3) 大阪弁護士会からの要望書	・・・・・・ 9



平成30年8月2日

大阪地方最低賃金審議会  
会長 服部良子殿

大阪地方最低賃金審議会  
大阪府最低賃金専門部会  
部会長 服部良子

### 大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成30年7月4日、大阪地方最低賃金審議会において付託された大阪府最低賃金の改正決定について、特に女性労働者及びパートタイム労働者の賃金水準の引上げに配慮の上、慎重に調査審議を重ねた結果、本日、全会一致により、下記のとおり結論に達したので報告する。

なお、今回の答申に当たっては、大阪府最低賃金の改正の中小企業・小規模事業者に与える影響が大きくなっていることを踏まえ、働き方改革実行計画に記載した生産性向上支援等を厚生労働省、経済産業省、国土交通省をはじめとする関係省庁が連携して効果的に行うことを国に強く求めるとともに、引き続き、①影響の及ぶ中小企業等を十分把握した上で、的確な周知広報、履行確保に努めること、②中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、これまでの取組を踏まえて、省庁および関連する団体等と連携し、より一層、計画的、効果的に周知し、利活用の促進、支援に努めること、③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時に特段の配慮が行われること、④不公正な商取引により中小企業等の賃金支払能力が不当に下げられている場合もあることから、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること、⑤以上の取組状況については、中小企業等に対する支援措置の利活用の状況を含め検証を行い、当審議会総会の場において報告すること、を要望する。

### 記

- 1 適用する地域  
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間936円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
平成30年10月1日

平成30年8月2日

大阪労働局長  
井上真 殿大阪地方最低賃金審議会  
会長 服部良子

## 大阪府最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、平成30年7月4日付け大労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった大阪府最低賃金の改正決定について、専門部会を設け、特に女性労働者及びパートタイム労働者の賃金水準の引上げに配慮の上、慎重に調査審議を重ねた結果、同部会において、全会一致をもって、下記のとおりとする結論に達したのでここに答申する。

なお、今回の答申に当たっては、大阪府最低賃金の改正の中小企業・小規模事業者に与える影響が大きくなっていることを踏まえ、働き方改革実行計画に記載した生産性向上支援等を厚生労働省、経済産業省、国土交通省をはじめとする関係省庁が連携して効果的に行うことを国に強く求めるとともに、引き続き、①影響の及ぶ中小企業等を十分把握した上で、的確な周知広報、履行確保に努めること、②中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、これまでの取組を踏まえて、省庁および関連する団体等と連携し、より一層、計画的、効果的に周知し、利活用の促進、支援に努めること、③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時に特段の配慮が行われること、④不公正な商取引により中小企業等の賃金支払能力が不当に下げられている場合もあることから、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること、⑤以上の取組状況については、中小企業等に対する支援措置の利活用の状況を含め検証を行い、当審議会総会の場において報告すること、を要望する。

## 記

- 1 適用する地域  
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間936円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
平成30年10月1日





震災復興、生活改善、経済の好循環に向け生活保障賃金の確立を！  
大阪府の最低賃金（909 円/時）の大幅引き上げを！  
すみやかに全国一律<sup>時間額</sup>1,000円以上の最低賃金実現を求める要請

大阪最低賃金審議会会長 殿  
大阪労働局局長 殿

● 要請趣旨 ●

労働者の4割が非正規雇用になり、年収200万円以下のワーキング・プアと呼ばれる層は4年連続1,100万人を超えています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進み、社会基盤を硬直化させています。そのうえ大震災の被災地の復興や生活再建も今なお進んでいません。

政府は、経済の好循環を実現するには賃金の引き上げが必要と言いつつ、地域別最低賃金は最も高い東京で958円、高知・佐賀・長崎・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄では737円です。フルタイムで働いても、月額11万～13万円の手取りでは、健康で文化的な最低限の生活はできません。地域間の格差は毎年その差を広げ最大221円となり、労働力の地方から都市部への流出が深刻になっています。地域経済を再生させるうえでも、地域間の格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。

法人税の減税や円安が急速に進んだことで大企業の内部留保は400兆円を超え、過去最高になる一方、個人消費は落ち込み、実質賃金にいたっては低迷を続けています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限度などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることができます。

大阪府の最低賃金は、26円引き上がって909円となりました。これによる賃金の引き上げが必要な労働者は、約29万2000人で、大阪でも多くの労働者が最低賃金の水準にとどまっていることがわかります。最低賃金の大幅引き上げが個人消費の底上げにつながることは明らかです。最低賃金を今すぐ時給1000円以上に引き上げるとともに、全労連などが実施している「最低生計費試算調査」で示されるとおり、人間らしく暮らせるためには時給1500円の<sup>早期実現</sup>が必要とされています。

については2018年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

● 要請事項 ●

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
2. 最低賃金時間額を、すみやかに時間額1,000円以上へと引き上げ、時間給1,500円を実現すること。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。



2018年7月17日

住所 750-0026 大阪市中央区内本町3-1-19-430

全大阪消費者団体連絡会

団体・代表者名 事務局長 飯田秀男

印

[取扱団体] 大阪春闘共闘委員会／全大阪労働組合総連合

この署名用紙は、大阪府最低賃金審議会に提出します。要請以外の目的に個人情報を使用されることはありません。



震災復興、生活改善、経済の好循環に向け生活保障賃金の確立を！  
大阪府の最低賃金（909 円/時）の大幅引き上げを！  
すみやかに全国一律<sup>時間額</sup>1,000円以上の最低賃金実現を求める要請

大阪最低賃金審議会会長 殿  
大阪労働局局長 殿

● 要 請 趣 旨 ●

労働者の4割が非正規雇用になり、年収200万円以下のワーキング・プアと呼ばれる層は4年連続1,100万人を超えています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させています。そのうえ大震災の被災地の復興や生活再建も今なお進んでいません。

政府は、経済の好循環を実現するには賃金の引き上げが必要と言いながら、地域別最低賃金は最も高い東京で958円、高知・佐賀・長崎・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄では737円です。フルタイムで働いても、月額11万～13万円の手取りでは、健康で文化的な最低限の生活はできません。地域間の格差は毎年その差を広げ最大221円となり、労働力の地方から都市部への流出が深刻になっています。地域経済を再生させるうえでも、地域間の格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。

法人税の減税や円安が急速に進んだことで大企業の内部留保は400兆円を超え、過去最高になる一方、個人消費は落ち込み、実質賃金にいたっては低迷を続けています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限度などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることができます。

大阪府の最低賃金は、26円引き上がって909円となりました。これによる賃金の引き上げが必要な労働者は、約29万2000人で、大阪でも多くの労働者が最低賃金の水準にとどまっていることがわかります。最低賃金の大幅引き上げが個人消費の底上げにつながることは明らかです。最低賃金を今すぐ時給1000円以上に引き上げるとともに、全労連などが実施している「最低生計費試算調査」で示されるとおり、人間らしく暮らせるためには時給1500円の早期実現が必要です。

については2018年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いいたします。

● 要 請 事 項 ●

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
2. 最低賃金時間額を、すみやかに時間額1,000円以上へと引き上げ、時間給1,500円を実現すること。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。



2018年 7月 10日

氏 名	住 所
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

[取扱団体] 大阪春闘共闘委員会／全大阪労働組合総連合

この署名用紙は、大阪府最低賃金審議会に提出します。要請以外の目的に個人情報を使用されることはありません。



2018年(平成30年)7月31日

大阪労働局

局長 田 畑 一 雄 殿

大阪地方最低賃金審議会

会長 服 部 良 子 殿

大阪弁護士会

会長 竹 岡 富美男

「最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明」の送付について

当会では、別紙のとおり「最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明」を発表いたしましたので、送付します。

以上



## 最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

- 1 2018年（平成30年）7月26日、中央最低賃金審議会は、厚生労働大臣に対し、2018年度の地域別最低賃金額改定の目安について意見の一致をみるに至らず、全国平均で26円の引上げ（大阪府の場合27円の引上げ）を目安とする公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示することを内容とする答申を行った。

この公益委員見解による目安を前提にするならば、最低賃金額の全国平均は現在の848円から874円となり、大阪府の場合は、現在の909円から936円となる。

- 2 しかし、最低賃金を936円としても、労働者が週休2日で1日8時間（年間約2080時間）稼働して得られる年収は194万円程度で、いわゆるワーキングプアの指標となる年収200万円を依然として下回っている。

かかる賃金水準では将来のための貯蓄はおろか、現在において生活を維持することすら困難である。

政府は、2017年（平成29年）3月28日働き方改革実現会議決定の「働き方改革実行計画」において、年率3%程度を目途に最低賃金を引き上げ、全国加重平均1000円を目指すことを目標に掲げている。今回の引上げも、上昇率3.1%と、かかる目標を意識したものと思われる。

しかし、2010年（平成22年）6月18日閣議決定「新成長戦略」において、当時の政府は、2020年までに最低賃金の全国平均を1000円にまで引き上げるとの目標を掲げていた。最低賃金額の改定幅が、来年以降も今回の引き上げ幅と同程度で推移した場合、2020年までに全国平均1000円を達成することは不可能であるから、今回の中央最低賃金審議会答申で提示された公益委員見解による目安に縛られない最低賃金額の大幅な引上げが要求される。

3 また、日本の最低賃金額は先進諸外国と比較しても低い。例えば、オーストラリアやフランス、オランダの最低賃金は1000円を超えている。加えて、隣国の韓国においても、本年7月14日、来年の最低賃金を10.9%増の時給8350ウォン（約835円）に引き上げるとの決定が同国最低賃金委員会によってなされた。同国の最低賃金は、2010年時点での4110ウォン（約410円）からこの8年間で倍増しており、近い将来、日本の水準を上回る勢いにある。

したがって、日本が現在のペースでしか最低賃金の引上げを行わないならば、先進諸国との差は縮まらないどころか、現状より一層広がるおそれも否定できない。

4 以上のとおり、最低賃金額の大幅な引上げは喫緊の課題であることから、大阪地方最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会で提示された公益委員見解による目安に縛られず、大阪府の地域別最低賃金を大幅に引き上げるべきである。

2018年（平成30年）7月31日

大阪弁護士会

会長 竹 岡 富 美 男